



17 会計処理の方法は？

この章では、消費税及び地方消費税の「会計処理の方法」について説明します。

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、次の二通りの方法があります。いずれの方法を採用するかは事業者の任意(注)であり、納付する消費税額及び地方消費税額の合計額は同額となります。

注

免税事業者は税込経理方式となります。

- ① **税込経理方式** = 消費税額及び地方消費税額を売上高及び仕入高等に含めて経理する方法
- ② **税抜経理方式** = 消費税額及び地方消費税額を売上高及び仕入高等に含めないで区分して経理する方法（取引の都度区分する方法と期末に一括区分する方法）

① 税込経理方式	区 分	② 税抜経理方式
売上げ又は仕入れ等に係る消費税額及び地方消費税額は、売上金額、資産の取得価額又は経費等の金額に含まれるため、企業の損益は消費税及び地方消費税によって影響されるが、税抜計算の手数が省ける。	特 徴	売上げ又は仕入れ等に係る消費税額及び地方消費税額は、仮受消費税等、又は仮払消費税等とされ、企業を通り過ぎるだけの税金にすぎないため、企業の損益は消費税及び地方消費税によって影響されないが、税抜計算の手数が掛かる。
売上げに含めて収益として計上する。	売上げに係る消費税額等	仮受消費税等とする。
仕入金額、資産の取得価額又は経費等の金額に含めて計上する。	仕入れ等に係る消費税額等	仮払消費税等とする。 参照→次頁の<もっとくわしく>
租税公課として損金（必要経費）に算入する。	納付税額	仮受消費税等から仮払消費税等を控除した金額を支出とし、損益には関係させない。
雑収入として益金（収入金額）に算入する。	還付税額	仮払消費税等から仮受消費税等を控除した金額を入金とし、損益には関係させない。



仕入税額控除することができない仮払消費税等の額の取扱いは……

税抜経理方式を採用する事業者で、

- その課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満である場合
 - 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限(参照→P32)の適用を受けた場合
 - 課税事業者が、免税事業者となる場合の調整(参照→P42)の適用を受けた場合
- 等には、控除対象外消費税額等(仕入税額控除することができない仮払消費税等の額)が生じることとなります。

控除対象外消費税額等は、繰延消費税額等として5年間以上で損金の額(必要経費の額)に算入します(個々の資産の取得価額に含めて計上することができる場合もあります。)

ただし、右のものについては、法人は一時の損金とすることができ、また、個人事業者は一時の必要経費とすることになります。法人の交際費等に係るものは、交際費等の損金算入限度額の計算上、支出交際費等の額に加算します。

- 課税期間中の課税売上割合が80%以上である場合の控除対象外消費税額等
- 20万円未満の控除対象外消費税額等(個々の資産ごとに判定)
- 棚卸資産及び経費に係る控除対象外消費税額等
- 特定課税仕入れに係る控除対象外消費税額等

※ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)における控除対象外消費税額等の取扱いについては、国税庁ホームページに掲載されている「消費税経理通達関係Q&A」をご参照ください。

- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 国境を越えた役務の提供
- 10 端数計算
- 11 地方消費税
- 12 手続
- 13 納税地
- 14 届出等
- 15 帳簿の保存
- 16 国等に対する特例
- 17 会計処理
- 18 適格請求書発行事業者
- 19 総額表示